

岡山市ホームページ広告掲載取扱要領に係る運用基準

(平成21年2月26日企画局長決裁)

この基準は、岡山市ホームページ広告掲載取扱要領(以下「要領」という。)の運用の明確化を図るため、運用に関する基準として定めるものである。

1 広告の表現について

市ホームページに広告を掲載するに当たっては、その広告表現について、要領に定めるもののほか、ページデザイン及びユーザビリティを保持するため、次に定める事項を遵守しなければならない。

(1) 禁止する表現

次の表現を含むバナー広告は、閲覧者の意思に反した動きをしたり、閲覧者に誤解を与えたりするおそれがあるため、使用することができない。

ア 「×」「閉じる」「いいえ」「キャンセル」などのボタン

イ アラートマーク(「警告」「注意」などあたかも警告を発しているかのような誤解を与えるもの)

ウ ラジオボタン(あたかも選択が可能であるような誤解を与えるもの)

エ テキストボックス(あたかも入力可能な領域があるかのような誤解を与えるもの)

オ プルダウンメニュー(あたかも下に選択肢があるかのような誤解を与えるもの)

(2) 市ホームページとの区別化

閲覧者が市ホームページのコンテンツの一部であるかのように混同するおそれがある表現又は閲覧者が岡山市の事業であると錯誤するおそれのある表現を使用してはならない。

(3) 色調及び解像度について

文字色と背景色のコントラスト(明度差)は十分にとり、また、背景に模様のある画像や写真などを使用する場合は文字の周りを縁取るなどして、文字を読みやすくするよう配慮しなければならない。

また、文字やイラスト等の解像度については適正な処理を行い、鮮明に見えるようにしなければならない。

(4) その他注意事項

ア 広告はわかりやすい適正な言葉と文字を用いること

イ ホームページの閲覧者に誤解や錯誤を起こさせるような表現を用いないこと

ウ ホームページの閲覧者に不快な感情を与える表現を用いないこと